

調整方針修正案(産業経済小委員会分 / 未提案16項目中15項目)

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類									
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容													
	小項目										時期	時期							
	細項目																		
1	20 経済	統合 (一本化)	合併時	1 酪農先進地視察研修に対する一部補助及び離農跡地等に新規に就農する農業者の支援については、鶴居村の制度に一本化し新市に引き継ぐ。 2 釧路市と阿寒町で実施している阿寒酪農振興会への運営費補助については、現行のまま新市に引き継ぐが、他の農業団体への方針と併せて調整する必要がある。 3 鶴居村で実施している良質乳生産に対する補助については、新市の制度として引き継ぐ。	統合 (同一内容)	同左	1 釧路市と阿寒町で実施している阿寒酪農振興会への運営費補助については、現行のまま新市に引き継ぐが、他の農業団体への方針と併せて調整する必要がある。	調整方針の「(一本化)」を「(同一内容)」に修正  1及び3の記述を削除し、「2」を「1」に修正	については、変更内容のにより、制度を一本化とする記述にならなくなったため  については、鶴居村離脱による	産業経済	25-13								
	01 農業・畜産業の状況																		
	03 農業・畜産業振興事業																		
	16 酪農対策																		
2	20 経済	統合 (一本化)	合併時	1 鶴居村で実施している被害対策は、今後の被害状況の推移を見る必要があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左	1 エゾシカによる農作物被害防止のため牧柵を設置しているが、今後、施設の維持管理等については、新市において調整する。	1の記述を修正	鶴居村離脱により、継続実施されている事業がなくなったが、新たに生じている牧柵の施設維持管理費問題に新市での対応が必要となったため	産業経済	25-13								
	01 農業・畜産業の状況																		
	03 農業・畜産業振興事業																		
	19 農作物被害防止対策																		
3	20 経済	統合 (一本化)	経過措置 3年程度	1 既存のシステムについては、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 新市における農業委員会の設置数との関連はあるが、3年程度を目途に統一した電算システムを導入し、一元化を図る。	同左	同左				産業経済	25-13								
	01 農業・畜産業の状況																		
	03 農業・畜産業振興事業																		
	20 農地情報管理システム整備																		
4	20 経済	統合 (一本化)	合併時	1 鶴居村の事業に一本化し新市に引き継ぎ、補助率等については新市において調整する。	その他	1 該当事業がないことから調整不要とする。	調整方針の「統合(一本化)」を「その他」に修正  調整時期の「合併時」を削除  1の記述を修正	とも、鶴居村離脱により、唯一現況調書に記載されていた事業がなくなったことによる	産業経済										
	01 農業・畜産業の状況																		
	03 農業・畜産業振興事業																		
	22 共同利用農機具購入補助																		
5	20 経済	統合 (同一内容)	経過措置 3年程度	1 農地基本台帳の目的及び事業内容は同一であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 また、3年程度を目途に電算システムを導入し、一元化を図る。	同左	同左				産業経済	25-13								
	01 農業・畜産業の状況																		
	03 農業・畜産業振興事業																		
	28 農地基本台帳整備																		

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
6	20 経済	統合 (一本化)	1 全国、全道、釧根地域組織の負担金については、一本化し新市に引き継ぐ。 2 各市町村ごとに実施している単独組織への補助金等は、現行のまま引き継ぐこととし、新市において調整する。	同左	1 全国、全道、釧根地域組織の負担金については、一本化し新市に引き継ぐ。 2 各市町ごとに実施している単独組織への補助金等は、現行のまま引き継ぐこととし、新市において調整する。 3 平成16年5月27日白糠町で設立した「白糠農業振興団体協議会」についても、2と同様の取り扱いとする。	2の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正 3の記述を追加	については、鶴居村離脱による については、白糠町の12の農業団体が統合され新たな協議会を本年度設立し、補助金も一本化されたため	産業経済	18			
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左								
	05 農業・畜産業関係団体 02 その他関係団体											
7	20 経済	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13			
	02 林業の状況	合併時		同左								
	03 林業振興事業等 03 間伐実施											
8	20 経済	調整猶予	1 補助額等 (1) 駆除員、猟友会等への補助金の調整が必要。 (2) 団体間の調整が必要。 (留意事項) 各市町村とも駆除員は猟友会にお願いしている状況。 猟友会支部間の地域性があり、それぞれの市町村の実情により補助金等の額が定められている現況。 以上のことから、猟友会の統合に向けては慎重な対応が必要であることから、新市施行後の団体間の調整が必要。	その他	1 補助額等 (1) エゾシカ有害駆除員、猟友会等への補助金の調整が必要。 (2) 団体間の調整が必要。 2 ヒグマ有害駆除員の身分 合併時に非常勤職員として発令している阿寒町・白糠町の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。 (留意事項) 各市町村とも駆除員は猟友会にお願いしている状況。 猟友会支部間の地域性があり、それぞれの市町村の実情により補助金等の額が定められている現況。 以上のことから、猟友会の統合に向けては慎重な対応が必要であることから、新市施行後の団体間の調整が必要。	調整方針の「調整猶予」を「その他」に修正 1(1)の記述中、「駆除員」の前に「エゾシカ有害」を追加 2の記述を追加 (留意事項)の記述中、「市町村」を「市町」に2箇所修正。	については、2の記述の追加により調整方針が複数となるため については、ヒグマ有害駆除員の取扱いを含めた調整内容とするため 鶴居村離脱による	産業経済	25-13			
	02 林業の状況											
	03 林業振興事業等 09 有害鳥獣対策											
9	20 経済	統合 (一本化)	1 現行の補助事業をベースに一本化し、新市における補助内容の調整を図る。 2 組織の統合については、それぞれの団体間の協議が優先されるものとする。	同左	同左			産業経済	25-13			
	03 水産業の状況	合併時		同左								
	02 水産業振興事業 09 後継者育成											
10	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路町の事業は平成17・18年度で終了し、白糠町の事業は17年度ですべて終了することから、新市において2年程度を目途に釧路市の実施事業を基本にした事業見直しを検討する。	同左	1 白糠町の事業は17年度ですべて終了することから、新市において1年程度を目途に釧路市の実施事業を基本にした事業見直しを検討する。	調整時期の「経過措置2年程度」を「経過措置1年程度」に修正 1の記述中、「釧路町の事業は平成17・18年度で終了し、」を削除し、「2年程度」を「1年程度」に修正	とも、釧路町離脱により、白糠町との調整にかかる経過措置期間は1年程度となるため	産業経済	25-13			
	03 水産業の状況	経過措置 2年程度		経過措置 1年程度								
	02 水産業振興事業 10 その他水産振興事業											

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
11	20 経済	統合 (一本化)  合併時	1 6市町村の商店街の置かれている状況が一樣でないことから、現在の釧路市の都心部のみならず、各地域毎の実情を踏まえた活性化対策を講じる必要があるため、釧路市の制度を継続しながら、各地域商店街の活性化対策の在り方について早期に調整する。	同左	1 4市町の商店街の置かれている状況が一樣でないことから、現在の釧路市の都心部のみならず、各地域毎の実情を踏まえた活性化対策を講じる必要があるため、釧路市の制度を継続しながら、各地域商店街の活性化対策の在り方について早期に調整する。	1の記述中、「6市町村」を「4市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	産業経済	20		
	05 商工業の状況			同左							
	04 商工業振興事業										
	02 中心市街地活性化対策										
12	20 経済	統合 (一本化)  経過措置 3年程度	1 阿寒町の固定資産税課税免除規定等の取扱いについては、これまでの経緯もあることから3年程度の経過措置が必要と思われる。	同左	1 釧路市の例により一本化する。	調整時期の「経過措置3年程度」を「合併時」に修正	については、調整内容の修正(のとおり)による	産業経済	20		
	05 商工業の状況			合併時						1の記述を修正	については、調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加するとともに、阿寒町の固定資産税課税免除規定等の取扱いが[20-05-04-10]「企業誘致」の項目で整理済みのため
	04 商工業振興事業										
	03 中小企業等活性化推進										
13	20 経済	統合 (一本化)  合併時	1 6市町村の商店街の置かれている状況が一樣でないことから、現在の釧路市の都心部のみならず、各地域毎の実情を踏まえた活性化対策を講じる必要があるため、釧路市の制度を継続しながら、各地域商店街の活性化対策の在り方について早期に調整する。	同左	1 4市町の商店街の置かれている状況が一樣でないことから、現在の釧路市の都心部のみならず、各地域毎の実情を踏まえた活性化対策を講じる必要があるため、釧路市の制度を継続しながら、各地域商店街の活性化対策の在り方について早期に調整する。	1の記述中、「6市町村」を「4市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	産業経済	20		
	05 商工業の状況			同左							
	04 商工業振興事業										
	04 都心部賑わい創出推進										
14	20 経済	統合 (一本化)  合併時	1 6市町村の商店街の置かれている状況が一樣でないことから、現在の釧路市の都心部のみならず、各地域毎の実情を踏まえた活性化対策を講じる必要があるため、釧路市の制度を継続しながら、各地域商店街の活性化対策の在り方について早期に調整する。	同左	1 4市町の商店街の置かれている状況が一樣でないことから、現在の釧路市の都心部のみならず、各地域毎の実情を踏まえた活性化対策を講じる必要があるため、釧路市の制度を継続しながら、各地域商店街の活性化対策の在り方について早期に調整する。	1の記述中、「6市町村」を「4市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	産業経済	20		
	05 商工業の状況			同左							
	04 商工業振興事業										
	05 商店街支援										
15	20 経済	廃止  合併時	1 鶴居村国民金融公庫等利子補給補助金については、廃止とする。ただし、これまで実行された分が完済するまでの間、新市がそのまま引き継ぐものとする。(経過措置15年程度)  2 白糠町の産業振興資金貸付の商工部門については、廃止とする。ただし、これまで実行された分が完済するまでの間、新市がそのまま引き継ぐものとする。(経過措置4年程度)  白糠町及び音別町の中小企業振興融資に係る利子補給については、[20-05-04-01]「融資制度」に包含して整理する。	同左	1 白糠町の産業振興資金貸付の商工部門については、廃止とする。ただし、これまで実行された分が完済するまでの間、新市がそのまま引き継ぐものとする。(経過措置4年程度)  白糠町及び音別町の中小企業振興融資に係る利子補給については、[20-05-04-01]「融資制度」に包含して整理する。	1の記述を削除し、「2」を「1」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	20		
	05 商工業の状況			同左							
	04 商工業振興事業										
	15 その他商工業振興事業										